

## 半田市子どもの学習・生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に基づき、学習及び生活の支援を実施することにより、教育の機会均等を図り、もって、子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身に付けることを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 半田市子どもの学習・生活支援事業（以下「学習・生活支援事業」という。）の内容は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常設学習・生活支援事業 支援の必要な世帯に属する中学生に対し、学習の支援、生活相談、社会性を育むためのイベント等を実施する。
- (2) 長期休暇学習・生活支援事業 学校の長期休暇中における子どもの居場所の提供及び学習の支援を実施する。

### (対象者)

第3条 学習・生活支援事業の対象者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常設学習・生活支援事業 市内に住所を有し、かつ、半田市就学援助費事務取扱要綱（平成8年4月1日施行）第2条第1号に規定する要保護者の世帯又は同条第2号に規定する準要保護者の世帯のいずれかに属する中学生
- (2) 長期休暇学習・生活支援事業 市内に住所を有する18歳以下の者

### (実施主体)

第4条 学習・生活支援事業の実施主体は、半田市とする。ただし、事業を適切に運営できると認められる者に事業の全部又は一部を委託することができる。

### (利用料)

第5条 学習・生活支援事業の利用料は、無料とする。

### (秘密の保持)

第6条 第4条ただし書の規定により事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、事業の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務が終了した後

においても同様とする。

- 2 受託者は、学習・生活支援事業の従事者又は従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。